

平成26年2月21日

保護者様

練馬区教育委員会
教育振興部参事 岩田 高幸
練馬区立豊玉小学校
校長 並木 満行

学校におけるアレルギー疾患対応について

日頃より、練馬区立学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

練馬区教育委員会では、平成26年度からより具体的に、アレルギー疾患がある児童・生徒がより安全で安心な学校生活を送れるよう、アレルギー対応の方法を改善いたしました。学校において児童・生徒がアレルギー事故に遭わないよう、またアレルギー症状を発症した時は迅速・的確に対応できるよう努めてまいりますので、下記の内容についてご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 アレルギー疾患問診票（全員提出）

- (1) 新年度の給食開始に間に合わせるため、2月末に配布・回収を行います。回収日についてはアレルギー疾患問診票をご覧ください。
- (2) 回答の内容によっては、必要に応じて学校生活管理指導表を提出していただくことがあります。

2 学校生活管理指導表（個別のアレルギー対応に該当する場合提出）

- (1) 医療機関を受診し、1年に1回提出していただきます。文書料(診断書料)は保護者負担になります。
※今回提出していただく学校生活管理指導表は、平成26年度に使用いたします。
- (2) 学校生活管理指導表の提出がない場合は、給食の個別対応等学校管理下での対応を行うことはできませんのでご了承ください。

3 個別面談（個別のアレルギー対応に該当する場合実施）

- (1) 学校生活管理指導表を提出していただいた時点で、個別面談を行います。
- (2) 年度初めから適切な対応ができるよう、学校において実施するものです。

4 その他

- (1) 詳細は裏面『練馬区におけるアレルギー対応の基本的な考え方(抜粋)』を受け、豊玉小学校でのアレルギー対応をご覧ください。
- (2) ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

◆ 豊玉小学校における食物アレルギー等対応の基本的な考え方

- 1 アレルギー対応にあたっては、アレルギー疾患のある児童の情報を得るため、毎年、「アレルギー疾患問診票」を全保護者に配布し、状況を把握する。

**▽新1年生・・・給食主任がとりまとめ（就学時健診で配布、新1年保護者会で回収）
現1年生～5年生・・・養護教諭がとりまとめ（2月実施）**

- 2 学校管理下で責任を持った対応をするため、保護者や児童の判断や希望に基づくアレルギー疾患の申出ではなく、原則として医師の診断と指示による「学校生活管理指導表」の提出をもって行う。

- 3 学校生活管理指導表は、養護教諭・栄養士が保管し、緊急時に誰でも対応できるように、職員室に一括保管する。※個人情報の保護にも十分留意する。

4 食物アレルギー対策委員会を設置し、アレルギー疾患のある児童の把握と対応方針を決定する。**校長・副校長・学年担任・給食主任・養護教諭・栄養士・代表給食主事**で連携を図り、共通理解のもとで対応する。

- 5 アレルギー疾患の対応は、保護者理解の協力のもと、当該児童に担任・養護教諭・栄養士が個別指導をする。
また、クラス経営としてもこの対応を児童にも伝えておく。（担任が学級指導をする）

▽面談調整のご協力をお願いいたします。

- 6 食物アレルギーの対応は、調理室の現状や児童の実態（重症度や原因食材の数、対応人数等）に応じて安全に提供ができる範囲内で行う。作業工程や施設の対応能力を超える場合、除去が困難な場合等は**弁当持参にする。**

**▽給食におけるアレルギー等対応の配膳と受け取り方を、確認して習慣づける。
給食対応は、卵除去食のみとなります。その他は、ご家庭でご用意ください。**

- 7 アレルギー疾患は、アナフィラシキー発症等により症状が急激に進行することを認識しておく。よって、日頃から全教職員が情報を共有し、緊急時対応シミュレーション（模擬訓練）を実施する。

▽エビベンは、当事者のランドセル保管とし、保護者が確認する。

「エビベン大切」シールを貼っておく。

※教職員エビベン研修を含む模擬訓練・・・年1回、春休み中または4月に実施

アレルギー疾患問診票

保護者様

練馬区教育委員会
練馬区立豊玉小学校
校長 並木 満行

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化に伴い、アレルギー疾患がある児童・生徒が増加しております。生命に関わる重度の症状を誘発する例も増えつつあり、練馬区教育委員会としても、別紙のとおりアレルギー対応の基本的な考え方を定めております。

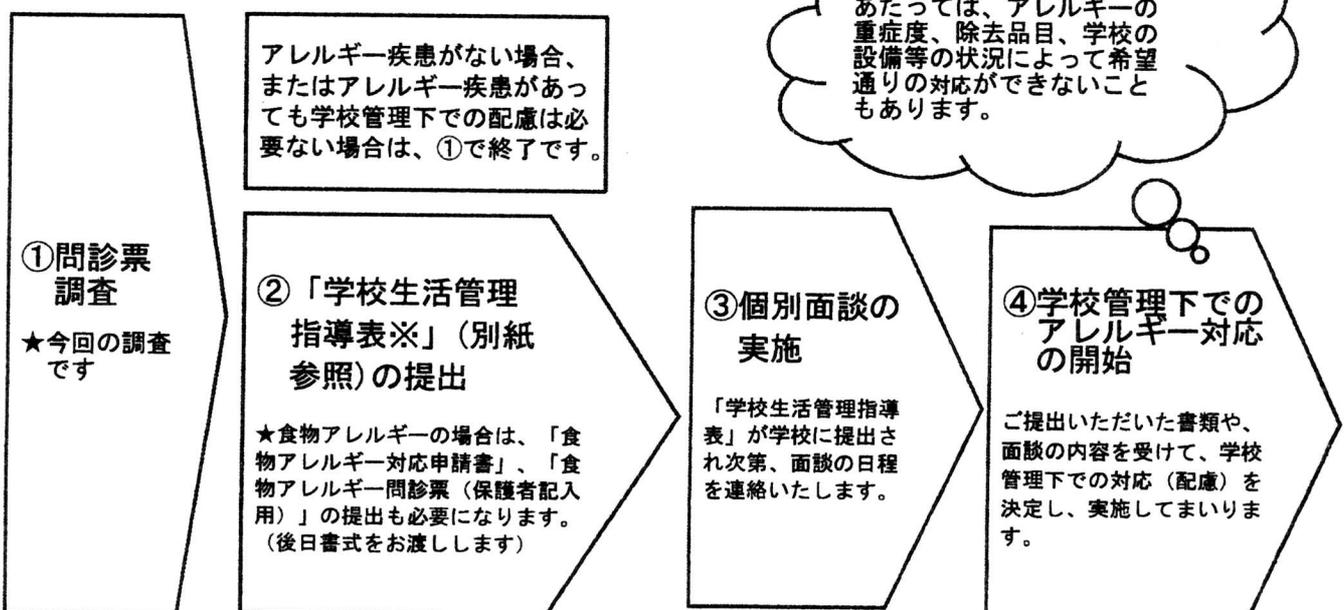
これに基づき、学校ではアレルギー疾患について更に認識を深め、児童・生徒が学校管理下で安全で安心な学校生活を送れるよう、アレルギー疾患問診調査を実施いたします。

裏面の事項についてご回答いただき、学校へご提出ください。

アレルギー疾患があるお子様において、学校管理下で配慮が必要な場合は、後日「学校生活管理指導表※」（別紙参照）をご提出いただきます。その後は下記の流れに沿って対応してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

提出期限：平成 26 年 2 月 26 日までに学校へ提出してください。

学校管理下でのアレルギー対応の流れ



年 組 番	氏 名	保護者署名
-------	-----	-------

質問1	お子さんにアレルギー疾患はありますか？	はい	いいえ
-----	---------------------	----	-----

質問1で「はい」の方、質問2以下について、ご記入ください。
 質問1で「いいえ」の方、質問3について該当する場合は、必ずご記入ください。

質問2	アレルギー疾患は次のどれですか？	該当するものに○ または、記載してください。
	① 食物アレルギー ※ 食物アレルギーがある場合、質問5①も必ずご記入ください。	
	② 気管支ぜん息	
	③ アトピー性皮膚炎	
	④ アレルギー性鼻炎・結膜炎	
	⑤ その他（医薬品等）（アレルギーの内容を記入してください）	

質問3	過去（乳幼児期も含め）にアナフィラキシーショックを起こしたことはありますか？ ※ アナフィラキシーショックとは、アレルギーの原因物質に接触または、摂取した後に、数分から数十分以内にアレルギーによる症状が体の複数の臓器や全身に現れ、呼吸困難や意識障害を起こす急性（即時型）のアレルギー反応のこと。	はい	いいえ
補助質問	① それはいつでしたか？	年齢	歳（頃）
	② 原因はなんですか？	原因	
	③ どんな症状でしたか？	症状	
	④ 現在、発症することはありますか？	現在	

質問4	エピペン（エピネフリン注射）を常備していますか？	はい	いいえ
	アナフィラキシーショック発症時のための内服薬を常備していますか？	はい	いいえ

質問5	重度のアレルギー症状を誘発する場合がありますか？	はい	いいえ
補助質問	① 食物アレルギーのため、医師の診断と指示に基づいて食事の対応を行っていますか？	はい	いいえ
	② 気管支ぜん息により、激しい発作を起こすことがありますか？	はい	いいえ
	③ その他、重度の症状を誘発する場合、お書きください。 例. ハチ、医薬品など		

質問6	質問3・4・5のいずれかで「はい」とお答えになった方、学校管理下で配慮が必要となりますか？ ※学校管理下で配慮が必要な場合、後日、学校生活管理指導表の書式をお渡しいたします。学校生活管理指導表を学校へご提出いただき、それに基づいて保護者面談を実施いたします。	はい	いいえ
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	-----